

## 大分県特定（産業別）最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する 公示

大分労働局一般公示第 15 号

大分地方最低賃金審議会は、下記の最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 25 条第 5 項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、大分県の区域内で下記の最低賃金の適用を受ける事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を令和 7 年 9 月 16 日（火）までに、大分地方最低賃金審議会（大分市東春日町 17 番 20 号大分第 2 ソフィアプラザビル 6 階 大分労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和 7 年 8 月 26 日

大分労働局長 秋山 雅紀

記

大分県鉄鋼業最低賃金

大分県非鉄金属製造業最低賃金

大分県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

大分県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金

大分県自動車（新車）小売業最低賃金